十四　指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十五～十九　（略）

2・3　（略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の届出）

第百三十一条の九　市町村長は、法第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、次の各号に掲げる当該指定の申請に係る地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項を当該市町村の属する都道府県の知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び利用定員

四～九　（略）

（法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十一条の十の二　法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）であることとする。

（法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百三十一条の十一の二　法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、地域密着型通所介護とする。

（法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービス）

第百三十一条の十一の三　法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

（法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める場合）

第百三十一条の十一の四　法第七十八条の二第六項第五号の厚生労働省令で定める場合は、同号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村の長が同号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定（法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をいう。）に係る公募を行っている場合とする。

（法第七十八条の二第六項第五号イの厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百三十一条の十一の五　法第七十八条の二第六項第五号イの厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、地域密着型通所介護とする。

（法第七十八条の二第六項第五号により指定を行わない場合の手続）

第百三十一条の十一の六　市町村長が法第七十八条の二第六項の規定により指定をしないこととする場合（同項第五号に該当するときに限る。）は、次に掲げる基準により行うものとする。

一　第百三十一条の十一の二の地域密着型サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二　必要に応じて、法第七十八条の二第一項の申請を行う者から意見を聴取すること。

十四　指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十五～十九　（略）

2・3　（略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の届出）

第百三十一条の九　市町村長は、法第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、次の各号に掲げる当該指定の申請に係る地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項を当該市町村の属する都道府県の知事に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び利用定員

四～九　（略）

（法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百三十一条の十の二　法第七十八条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）